

## 檜原村地域おこし事業補助金交付要綱

平成16年4月1日  
要綱第4号

### (目的)

第1条 この要綱は、地域の特色を活かし、地域の将来を考えて住民自ら知恵と汗を絞り自主的に行う活性化事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、当該地域が誇りを持って地域づくりを行うことを目的とする。

### (交付対象事業者)

第2条 この補助金の交付対象事業者（以下「事業者」という。）は、次の者とする。

(1) 自治会

(2) その他の団体（事業者を構成する人員が10名以上であり、その2分の1以上が村内に住所を有する者であること。）

2 事業者の名称が違う場合で、事業者を構成する人員のうち、本補助で他の事業者の構成員となっている者が、2分の1以上となっているものは補助の対象としない。

### (交付対象事業)

第3条 この補助金の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、前条の事業者が、創意と工夫により地域の特色を活かしたソフト事業で、他の補助金等の交付を受けないものとする。

尚、賃金及び食糧費等は、原則として補助金の対象としないものとする。

### (交付額)

第4条 この補助金の交付額は、事業実施1年目2年目は、50万円を3年目から5年目までは、30万円を限度とする。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者は、交付申請書（様式第1号）を事業実施の2ヶ月前までに村長に提出するものとする。

### (交付決定)

第6条 村長は、前条の申請書の提出があったときは、檜原村地域おこし事業補助金交付等に伴う審査委員会において、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、交付決定通知書（様式第2号）により事業者に通知するものとする。

### (事業内容の変更等)

第7条 事業者は、申請の内容を変更、又は中止、若しくは廃止しようとするときは、補助金（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、変更内容が軽微なものについては、これを省略することができる。

(実績報告)

第8条 事業者は、交付対象事業が完了したときは、補助金事業実績報告書(様式第4号)を村長に提出するものとする。

(額の確定及び交付)

第9条 村長は、前条の実績報告書を受領したときは、内容を審査し、適当と認めるときは補助金の額を確定し、交付確定通知書(様式第5号)により事業者に通知する。その後、事業者の請求により補助金を交付するものとする。ただし、村長が認めるときは、額の確定前であっても補助金を交付することができる。この場合、交付した補助金額と実績報告額に差がある場合は、差額を戻入させることができるものとする。

(その他)

第10条 その要綱に定めるほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。ただし、第2条第1項第2号及び同条第2項の規定は、施行日以後に新規で申請した事業者について適用し、令和元年12月31日以前よりこの補助金の交付を受けている事業者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。